

日高川町若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金 Q&A

Q1 対象者は？

A：町内に自らが居住するための新築住宅等を取得し、下記の要件に該当する方が対象です。

- ・住宅取得日において 18 歳以上 39 歳以下の方(配偶者が 18 歳以上 39 歳以下の場合も対象)、又は、中学生以下の者と同居し扶養している方
- ・住宅の取得日が、過去 1 年以内に取得した住宅であること
(※所有権保存登記または所有権移転登記の登記日から 1 年以内に申請が必要です)
- ・対象住宅が、玄関・台所・居室・浴室・風呂・トイレを完備し延べ床面積が 70 ㎡以上である
- ・住民登録をしており、日高川町の住民として定住する意志がある方
- ・対象住宅所在地の行政区に所属し、地域活動等に積極的に参加できる方
- ・町税等に滞納がない方
- ・過去に本補助金の交付を受けていない方

Q2 「中学生以下の者と同居し扶養している方」の扶養とは？

- ・扶養とは、監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいいます。確認方法として、同居する中学生以下の方の児童手当の受給者である等の方法があります。

Q3 中古住宅の取得経費は対象となりますか？

A：中古住宅の取得経費は対象となりません。対象は、新築住宅又は未使用の建売住宅の取得経費となります。

Q4 土地取得費用と宅地造成費用のみでも補助金の対象になりますか？

A：補助金の対象にはなりません。

新築住宅の取得のために土地取得や宅地造成をした費用が対象となるので、前提として過去 1 年以内の新築住宅の取得が必要となります。また、対象となる場合でも、住宅取得日以前 3 年以内の土地購入、宅地造成した費用が対象となり、対象面積は 200 ㎡までとなります。

Q5 土地が他人名義でも対象となりますか？

A：新築住宅の取得経費は対象となりますが、土地の購入又は造成経費等は対象となりません。

Q6 法人名義で登記している場合は対象となりますか？

A：法人は対象にはなりません。

Q7 共同持分で住宅等を取得した場合も対象となりますか？

A：基本的には、登記名義人が対象と考えています。ご夫婦で共有名義の場合は対象としますが、それ以外の場合は取得費用を持分により按分した額を対象費用とします。また、住宅 1 戸につき申請は一度しか出来ません。

Q8 店舗等との併用住宅を建築した場合は対象になりますか？

A：店舗等との併用住宅であっても対象となりますが、玄関・台所・居室・浴室・風呂・トイレを完備しており、住居部分の延床面積が70㎡以上である必要があります。対象経費については、延床面積から住居部分に係る床面積を按分した経費が対象となります。

例えば、取得金額2,000万円 延床面積200㎡（住居部分120㎡、店舗部分80㎡）の場合
対象経費は $2,000 \text{ 万円} \times (120 \text{ ㎡} / 200 \text{ ㎡}) = 1,200 \text{ 万円}$ となり、
補助金額は $1,200 \text{ 万円} \times 10\% = 120 \text{ 万円}$ となります。

Q9 補助金を返還しなければならない事由は？

A：「虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けていた場合」

「町税等の滞納があった場合」

「交付決定日から起算して5年以内に対象の住宅を譲渡し、交換し、貸し付けたとき、又は、世帯全員が町内から転出した場合」

以上の場合には、補助金の全額を返還していただきます。

Q10 申請期間はいつからいつまで？

A：令和7年度の申請期間は、令和7年4月1日から令和8年3月15日までとなり、翌年度以降は、当該年度の4月1日から3月15日までとなります。ただし、3月15日が土日祝日の場合は、その日以降で最も近い平日となります。また、住宅の取得日から1年以内に申請しなければなりませんので、ご注意ください。

Q11 この補助金制度はいつまで行われますか？

A：令和10年度末（令和10年3月31日）までの制度となっています。

補助金申請を令和10年3月15日までにする必要があります。ただし、令和10年3月31日以降でも、補助金の返還事由に該当した場合には補助金を返還していただくことになります。

Q12 予算を超える申請があった場合は、早い者順となり対象者でも補助金の交付が受けられない場合があるのでしょうか？

A：予算額を超える申請があった場合には、補正予算で対応していく予定となっていますので、早い順ということではありません。

【お問合せ先】

日高川町役場 企画政策課

TEL 0738-23-9511 FAX 0738-22-1767

E-mail teijyu@town.hidakagawa.lg.jp